

平成28年第4回潟上市議会定例会会議録（4日目）

○開 会 平成28年12月20日 午後 1：30

○閉 会 午後 3：19

○出席議員（19名）

1 番 鑑 仁 志	2 番 堀 井 克 見	3 番 佐々木 嘉 一
4 番 小 林 悟	5 番 澤 井 昭二郎	6 番 藤 原 幸 雄
8 番 藤 原 典 男	9 番 西 村 武	10 番 千 田 正 英
11 番 戸 田 俊 樹	12 番 菅 原 理恵子	13 番 中 川 光 博
14 番 佐 藤 義 久	15 番 児 玉 春 雄	16 番 大 谷 貞 廣
17 番 伊 藤 正 吉	18 番 菅 原 久 和	19 番 鈴 木 斌次郎
20 番 伊 藤 榮 悦		

○欠席議員（なし）

○説明のための出席者

市 長 石 川 光 男	副 市 長 鑑 利 行
教 育 長 肥 田 野 耕 二	総 務 部 長 栗 山 隆 昌
市民福祉部長 藤 原 久 基	福祉事務所長 伊 藤 巧
水道局長 村 山 久 尚	教 育 部 長 菅 原 剛
農業委員会事務局長 佐々木 雅 輝	総 務 課 長 米 谷 裕 二
企画政策課長 千 葉 秀 樹	財 政 課 長 伊 藤 貢

○議会事務局職員出席者

議会事務局長 鈴 木 整	議会事務局次長 伊 藤 国 栄
--------------	-----------------

平成28年第4回潟上市議会定例会日程表（第4号）

平成28年12月20日（4日目）午後1時30分開会

会議並びに議事日程

- | | | |
|--------|---------|--|
| 日程第 1 | 議案第 82号 | 潟上市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例（案）について |
| 日程第 2 | 議案第 83号 | 潟上市農業委員会の委員の定数条例（案）について |
| 日程第 3 | 議案第 84号 | 潟上市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）について |
| 日程第 4 | 議案第 85号 | 潟上市特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例等ゝ一部を改正する条例（案）について |
| 日程第 5 | 議案第 86号 | 潟上市市税条例の一部を改正する条例（案）について |
| 日程第 6 | 議案第 87号 | 潟上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について |
| 日程第 7 | 議案第 88号 | 潟上市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例（案）について |
| 日程第 8 | 議案第 89号 | 相互救済事業の委託について |
| 日程第 9 | 議案第 90号 | 上町自治会館の指定管理者の指定について |
| 日程第 10 | 議案第 91号 | 潟上市昭和デイサービスセンターの指定管理者の指定について |
| 日程第 11 | 議案第 92号 | 潟上市昭和在宅介護支援センターの指定管理者の指定について |
| 日程第 12 | 議案第 93号 | 平成28年度潟上市一般会計補正予算（第6号）（案）について |
| 日程第 13 | 議案第 94号 | 平成28年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）（案）について |
| 日程第 14 | 議案第 95号 | 平成28年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）（案）について |

- 日程第 1 5 議案第 9 6 号 平成 2 8 年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算
(第 3 号) (案) について
- 日程第 1 6 議案第 9 7 号 平成 2 8 年度潟上市農業集落排水事業特別会計補正予算
(第 1 号) (案) について
- 日程第 1 7 議案第 9 8 号 平成 2 8 年度潟上市下水道事業特別会計補正予算
(第 2 号) (案) について
- 日程第 1 8 議案第 9 9 号 平成 2 8 年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計補正予
算 (第 1 号) (案) について
- 日程第 1 9 議案第 1 0 0 号 平成 2 8 年度潟上市水道事業会計補正予算 (第 2 号)
(案) について
- 日程第 2 0 陳情第 9 号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善
を求める意見書を求める陳情
- 日程第 2 1 陳情第 1 0 号 地域の実情に応じた医療提供体制の確保を求める意見書
を求める陳情書
- 日程第 2 2 陳情第 1 1 号 介護保険の給付縮小・負担増を中止し、充実を求める国
への意見書提出の陳情
- 日程第 2 3 陳情第 1 2 号 「高額療養費」「後期高齢者の窓口負担」の見直しにあ
たり、現行制度の継続を求める国への意見書の提出の陳
情
- 日程第 2 4 陳情第 1 3 号 若い人も高齢者も安心できる年金制度改善と年金積立金
の株式運用の見直しを求める国への意見書提出の陳情
- 日程第 2 5 議案第 1 0 1 号 潟上市職員の育児休業等に関する条例及び潟上市職員の
勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
(案) について
- 追加日程第 1 西村武議員に対する政治倫理審査会の審査結果「議員辞
職勧告」遵守を求める動議

午後 1時30分 開会

○議長（伊藤榮悦） 傍聴者の皆さん、ご苦労様です。

ただいまの出席議員は19名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

なお、本日20日付けで、議案第101号、潟上市職員の育児休業等に関する条例及び潟上市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（案）についてが追加提出されております。

先ほど議会運営委員会において当局より提案理由の概要説明を受けた結果、議案第100号の採決後に日程第25として取り扱うこととしましたので、ご報告致します。

ここで、市長より発言の申し出がありますので、これを許します。石川市長。

○市長（石川光男） 審議に先立ちまして、追加提案致しました議案第101号、潟上市職員の育児休業等に関する条例及び潟上市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（案）の概要について申し上げます。

国会審議中でありました地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等、育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律が12月2日に公布され、1月1日より施行されることとなりました。それに伴い、本市においても早期の条例改正が必要となり、追加提案したものであります。

主な改正内容は、育児休業等の対象となる子の範囲の見直し、介護休暇の分割取得、介護のための所定労働時間の短縮措置となります。

詳細については、この後、総務部長が説明致しますので、宜しくお願いを申し上げます。

【日程第1、議案第82号 潟上市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例（案）について から 日程第24、陳情第13号 若い人も高齢者も安心できる年金制度改善と年金積立金の株式運用の見直しを求める国への意見書提出の陳情】

○議長（伊藤榮悦） 日程第1、議案第82号、潟上市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例（案）についてから日程第24、陳情第13号、若い人も高齢者も安心できる年金制度改善と年金積立金の株式運用の見直しを求める国への意見書提出の陳情までを一括議題とします。

各常任委員会並びに予算特別委員会に付託されました議案等の審査の経過と結果につ

いて、委員長の報告を求めます。

なお、各常任委員長報告の後、条例（案）、単行（案）及び陳情については、議案ごとに質疑、討論、採決まで行います。平成28年度各会計補正予算（案）については、特別委員長報告の後、討論、採決を行います。

報告の順序は、総務文教常任委員長、社会厚生常任委員長、産業建設常任委員長、予算特別委員長の順に行います。

最初に、総務文教常任委員長の報告を求めます。13番中川光博総務文教常任委員長。

【総務文教常任委員長の報告】

○総務文教常任委員長（中川光博） それでは、総務文教常任委員会の審査を報告致します。

平成28年第4回定例会で本委員会に付託された議案について、会議規則第102条の規定により報告します。

1. 審査年月日 平成28年12月12日

2. 出席委員 堀井克見、藤原幸雄、戸田俊樹、児玉春雄、伊藤正吉、佐藤義久、
中川光博

3. 説明当局 副市長、教育長、総務部長、教育部長、議会事務局長、各関係課長

4. 書記には、幼児教育課の門間 忍さんをお願いしております。

5. 審査の経過と結果

議案第82号、潟上市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例（案）について。

本条例は、地域再生法の一部改正等に伴い、本社機能の事務所等を本市の区域内へ移転、または本市の区域内において拡充する事業者に対して、固定資産税の不均一課税の措置を講じるため条例を制定するものです。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第84号、潟上市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、秋田県人事委員会の勧告に準拠し、給料表の改定及び諸手当の改正を行うため、条例の関係部分を改正するものです。

委員からは、配偶者と子どもへの扶養手当の改正理由について質問があり、当局からは、これまで同様に国及び県の勧告に準じたものとの回答がありました。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第85号、潟上市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、期末手当の支給割合を改定するため、関係条例の関係部分を改正するものです。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第86号、潟上市市税条例の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、所得税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、条例の関係部分を改正するもので、国交のない台湾との間に税金の二重課税の回避及び脱税の防止等のための租税条約と同じ扱いとするものです。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第88号、潟上市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の一部を改正する命令の施行等に伴い、条例の関係部分を改正するもので、潟上市がマイナンバーを独自に利用するための条例で定めた独自利用事務である外国人への生活保護の事務に関して、同一執行機関内の部署間で情報の授受ができる事務及び特定個人情報を追加するものです。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第89号、相互救済事業の委託について。

本案は、公益社団法人全国市有物件災害共済会が行う相互救済事業に加入するため、地方自治法第263条の2第1項の規定により、議会の議決を求めるものです。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第90号、上町自治会館の指定管理者の指定について。

本案は、地方自治法第244条の2第6項の規定により、上町自治会館の指定管理者を指定することについて、議会の議決を求めるものです。

委員からは、指定管理者選定委員会の審査内容について質問があり、当局からは、利用者の平等利用が確保されているか、施設の設置目的の効果的な達成ができていないか、効率的な管理がされているか等の5項目について審査しているとの回答がありました。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、総務文教常任委員会の報告とします。

○議長（伊藤榮悦） これで総務文教常任委員長の報告を終わります。

ただいま委員長から報告のありました議案第82号、潟上市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第82号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（伊藤榮悦） 起立全員です。したがって、議案第82号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第84号、潟上市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第84号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（伊藤榮悦） 起立全員です。したがって、議案第84号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第85号、潟上市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第85号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（伊藤榮悦） 起立全員です。したがって、議案第85号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第86号、潟上市市税条例の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第86号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（伊藤榮悦） 起立全員です。したがって、議案第86号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第88号、潟上市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第88号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（伊藤榮悦） 起立全員です。したがって、議案第88号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第89号、相互救済事業の委託について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（伊藤榮悦） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第89号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（伊藤榮悦） 起立全員です。したがって、議案第89号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第90号、上町自治会館の指定管理者の指定について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（伊藤榮悦） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第90号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（伊藤榮悦） 起立全員です。したがって、議案第90号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、社会厚生常任委員長の報告を求めます。9番西村 武社会厚生常任委員長。

【社会厚生常任委員長の報告】

○社会厚生常任委員長（西村 武） 平成28年第4回定例会、社会厚生常任委員会審査報告をさせていただきます。

平成28年第4回定例会で本委員会に付託された議案について、会議規則第102条の規定により報告します。

1. 審査年月日 平成28年12月12日
2. 出席委員 佐々木嘉一、千田正英、大谷貞廣、菅原久和、藤原典男、西村 武
3. 説明当局 市民福祉部長、福祉事務所長、各関係課長
4. 書 記 市民福祉部長寿社会課、鎌田直樹さんを任命しております。
5. 審査の経過と結果について。

議案第87号、潟上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、所得税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係部分を改正するものです。

国民健康保険税の所得割額の算定及び軽減判定に用いる総所得額についての関係部分を改正するものです。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第91号、潟上市昭和デイサービスセンターの指定管理者の指定について。

本案は、地方自治法第244条の2第6項の規定により、潟上市昭和デイサービスセンターの指定管理者を指定することについて、議会の議決を求めるものです。

委員からは、事業実施及び管理運営状況についての質問があり、当局からは、事業実施状況については、月例及び年次報告を義務付け確認し、地域の代表者、市当局などを交えて定期会議を開催して、管理運営状況について確認しているとの回答がありました。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第92号、潟上市昭和在宅介護支援センターの指定管理者の指定について。

本案は、地方自治法第244条の2第6項の規定により、潟上市昭和在宅介護支援センターの指定管理者を指定することについて、議会の議決を求めるものです。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

陳情第9号、安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める意見書を求める陳情。

本陳情は、夜勤等の労働条件の改善等を趣旨としておりますが、委員からは、政府でも改善に向けて検討中であり、医療機関でも努力・改善できる部分もあることなどから、賛成多数で継続審査すべきものと決しました。

陳情第10号、地域の実情に応じた医療提供体制の確保を求める意見書を求める陳情書。

本陳情は、地域の実情に応じた医療提供体制の確保についての内容ですが、本県でも計画を策定し、同様の内容の取り組みをしていることなどから、賛成多数で継続審査すべきものと決しました。

陳情第11号、介護保険の給付縮小・負担増を中止し、充実を求める国への意見書提出の陳情。

本陳情は、介護保険制度の充実により高齢者の自立支援や家族の負担軽減につなげていくことが重要であるため、賛成多数で採択すべきものと決しました。

陳情第12号、「高額療養費」「後期高齢者の窓口負担」の見直しにあたり、現行制度の継続を求める国への意見書の提出の陳情。

本陳情は、国の進めている改革が患者の負担増となるのではなく、収入等に応じた応能負担とする方向としているので、現行制度の継続が国民の負担減につながるとは言えないため、賛成少数で不採択とすべきものと決しました。

陳情第13号、若い人も高齢者も安心できる年金制度改善と年金積立金の株式運用の見直しを求める国への意見書提出の陳情。

本陳情は、年金制度の改善や年金積立金の安全・確実に運用する上で必要なため、賛成多数で採択すべきものと決しました。

以上、社会厚生常任委員会の報告と致します。

○議長（伊藤榮悦） これで社会厚生常任委員長の報告を終わります。

ただいま委員長から報告のありました議案第87号、潟上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第87号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（伊藤榮悦） 起立全員です。したがって、議案第87号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第91号、潟上市昭和デイサービスセンターの指定管理者の指定について、質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊藤榮悦) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊藤榮悦) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第91号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(伊藤榮悦) 起立全員です。したがって、議案第91号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第92号、潟上市昭和在宅介護支援センターの指定管理者の指定について、質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊藤榮悦) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊藤榮悦) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第92号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(伊藤榮悦) 起立全員です。したがって、議案第92号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、陳情第9号、安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める意見書を求める陳情書について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊藤榮悦) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（伊藤榮悦） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから陳情第9号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は継続審査です。
この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（伊藤榮悦） 起立全員です。したがって、陳情第9号は、委員長の報告のとおり継続審査することに決定しました。

次に、陳情第10号、地域の実情に応じた医療提供体制の確保を求める意見書を求める陳情書について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから陳情第10号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は継続審査です。
この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（伊藤榮悦） 起立全員です。したがって、陳情第10号は、委員長の報告のとおり継続審査することに決定しました。

次に、陳情第11号、介護保険の給付縮小・負担増を中止し、充実を求める国への意見書提出の陳情について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから陳情第11号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（伊藤榮悦） 起立全員です。したがって、陳情第11号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に、陳情第12号、「高額療養費」「後期高齢者の窓口負担」の見直しにあたり、現行制度の継続を求める国への意見書の提出の陳情について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。8番。賛成討論ですね。

○8番（藤原典男） 私は、陳情第12号、「高額療養費」「後期高齢者の窓口負担」の見直しにあたり、現行制度の継続を求める国への意見書の提出の陳情について、願意妥当であり、採択すべきものとして賛成の立場から討論致します。

財務省財政制度等審議会は、今後の改革の方向として、1番、受診時定額負担の導入、2つ目、後期高齢者の窓口負担2割の導入、3つ目、高額療養費制度の限度額の引き上げなどを提言しておりますが、これ以上の負担は年金者にとって厳しいものがあります。

全国保健医団体連合会の調査では、39.8%の会員医療機関が経済的理由で治療を中止、45.9%が医療費負担を理由に治療や検査を断られたことがあると答えております。

高齢者をめぐる医療の実態は、厳しいものがあります。現行制度の継続を求める国への意見書を求める陳情は、当然のことと思いますので、採択するよう求めるものであります。

以上で賛成討論を終わります。

○議長（伊藤榮悦） ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（伊藤榮悦） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから陳情第12号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は不採択です。よって、この陳情の採決は、採択について諮ることになりますのでお間違いにならないようにしていただきたいと存じます。陳情第12号を採択することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（伊藤榮悦） 起立少数です。したがって、陳情第12号は、不採択とすることに決定しました。

次に、陳情第13号、若い人も高齢者も安心できる年金制度改善と年金積立金の株式運用の見直しを求める国への意見書提出の陳情について質疑を行います。質疑ありません

か。

(「なし」の声あり)

○議長(伊藤榮悦) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊藤榮悦) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから陳情第13号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(伊藤榮悦) 起立多数です。したがって、陳情第13号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。4番小林 悟産業建設常任委員長。

【産業建設常任委員長の報告】

○産業建設常任委員長(小林 悟) それでは、平成28年第4回定例会、産業建設常任委員会の審査を報告致します。

平成28年第4回定例会で本委員会に付託されました議案について、会議規則第102条の規定により報告致します。

1. 審査年月日 平成28年12月12日

2. 出席委員 鑑 仁志、澤井昭二郎、鈴木斌次郎、伊藤榮悦、菅原理恵子、
小林 悟

3. 説明当局 産業建設部長、水道局長、農業委員会事務局長、各関係課長

4. 書記 農業委員会事務局 菅原淳子さんをお願いしております。

5. 審査の経過と結果について

議案第83号、潟上市農業委員会の委員の定数条例(案)について。

本条例は、農業委員会等に関する法律の一部改正により、農業委員会の委員の選出方法が従来の公選制から市長が議会の同意を得て任命する方法に変更されることに伴い、農業委員会の委員の定数を新たに定めるため、条例を制定するものであります。

委員からは、定数についての質問があり、委員の定数については、現在は22人になっています。これは、合併時の協議事項において、市議会議員の定数が22人になったのを受け同数としたものですが、現在、市議会議員の定数は20人であるため、本条例におい

ても農業委員会の委員の定数を同数である20人が適正との回答がありました。

また、条例の施行に伴い、従前の条例である「潟上市農業委員会の選挙による委員の定数条例」、「潟上市農業委員会の選任による委員の団体推薦に関する条例」及び「潟上市農業委員会の選任による委員の議会推薦委員に関する定数条例」は、廃止となります。

なお、この条例は、平成29年7月20日から施行します。

本案は、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、産業建設常任委員会の報告と致します。

○議長（伊藤榮悦） これで産業建設常任委員長の報告を終わります。

ただいま委員長から報告のありました議案第83号、潟上市農業委員会の委員の定数条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。11番。

○11番（戸田俊樹） 委員長、ご苦労様です。

ただいま議案第83号についてお伺いしますけれども、本案は賛成多数で原案どおり可決すべきものと決しましたという報告をいただきました。賛成多数ですから反対者がおったというふうに聞くわけですが、これは農業委員会は、農業の振興のために、日夜、農業委員が地域の農業に携わる方々と共に農業の振興に努力されておるということで、今までは22人が議員の数と同じということで、今後は現在が20人の議員だから20人にするというだけの改正ではなくて、市長部局、当局の任命される方が議会の同意を得て、この農業委員を選出するということになりまして、潟上市の主要な産業は農業であるという認識からしますと、その賛成された方のご意見はこのとおりでしょうけれども、反対された方のご意見はどのようなご意見があったのか、その辺のご報告をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（伊藤榮悦） 4番小林委員長。

○産業建設常任委員長（小林 悟） 11番戸田議員にお答え致します。

今回の条例につきましては、議会の定数の20人ということが妥当だということで、他町村に比べましても、このような形をとっているということがまず一つ、それから、反対としましては、20人でも多すぎるのではないかという話ありました。

しかしながら、この農業委員会の中で人数を決めましたのは小委員会、会長、副会長、それから農地部長、副部長ですか、それから農政部長、それから副部長、この6人で人

数を決定というか確認しております。そういうことで、人数につきましては、そのように決めたということでもあります。

ただ、委員からは、まだこれよりも少なくとも済むのではないかという話がありましたけれども、農業委員会の中でこのように決定したということで、妥当かと思われま

○議長（伊藤榮悦） 11番。

○11番（戸田俊樹） 複数の方の反対があったということで、この人数の確定をする、確定といいますか定数を議会の議決を求めるため出す段階での決定される流れは今、説明をいただきましてわかりました。

この後、議員の定数がどういうふうになるか、これはわかりませんが、そうなった場合にも、即これに対応するようなことになるのかどうかというところについての当局からの説明はあったかどうか、その辺についても、どういう審査内容だったかご報告いただきたいと思います。

○議長（伊藤榮悦） 4番。

○産業建設常任委員長（小林 悟） 今回は、小委員会、要するに6人の方々によって決めてもらいました。この後、議会の定数が減れば、また下げるのかという話をされたけれども、それについては明確な答えはありませんでした。

○議長（伊藤榮悦） ほかにありませんか。8番。

○8番（藤原典男） 今回のことについては、定数だけでなく選出の方法も大きく変わってきておりますけれども、この背景というのはどういうふうなことなのかというあたりは審議の中で、質疑の中であったのかどうか、そこら辺のことについて伺いたいと思います。

○議長（伊藤榮悦） 4番。

○産業建設常任委員長（小林 悟） いずれ農業委員会も変わらなきゃならないのではないかという話ありました。今回、我々もちょっと中身については心配しておりましたけれども、農業委員会20人のうち大体半々ぐらいの形で、ある程度農業にかかわりない人でも入れて、いろんな意見をお聞きしたいという話もされておりましたし、改革はこれから続くのではないかと考えていますので、私は大変よろしいことではないかと考えております。

○議長（伊藤榮悦） 2番。

○2番（堀井克見） 初日の本会議でもお尋ねしましたけれども、委員会の結果というの

は尊重したいわけでありますけれども、先ほど来いろいろお話がありました。

農業委員会というのは、3条、4条、5条というものの役割を果たすと同時に、潟上農業のあるべき姿というものの、確か年に1回は建議として当局に上申すると、これが潟上の農業の中長期的な指針になると私は承知しております。

さて、それをもとにしてお尋ねするわけでありますけれども、6人の小委員会でもって適切な人数が議員定数に同数ということで20人にしたということなんですけれども、その6人の中で、いわゆるただ単に議員定数と同数ということだけが前提でやられたのか、農業の振興発展という点からいって、その20人というものの人数がいなければ農業発展に寄与できない、いわゆる不都合が出てくるということがあったのかどうか、その点、当局からどういう説明があったのかということをお尋ねします。

あわせて、私の記憶によりますと、この農業委員会の定数を議員定数と同数にするというのは、平成16年度の合併協議会によって決定されたと私は記憶しております。ですから、当時の決定するプロセス、経緯というのは、私も合併協におったわけですが、旧3町がその地域その地域、同時に、いわゆる第1次産業が基幹産業である農業だということがありました、背景に。急激に定数を少なくすると、その地域地域の農業発展に影響が出るだろうということで、緩衝期間的にとりあえず議員の定数と同数にすることによって、その地域地域の農業が切れ目なく発展できるような下地をつくるという根拠が私はあったと記憶しておるわけですが、その点からいきますと、既に12年、13年という形が進んでまいりまして、ましてや農業の形態も、まさに国際的にも含めて変化しているわけです。そういうものを捉えながら潟上流の定数というのは、人数が妥当というのは幾らなのか、そして、ましてや公選法が廃止されて当局提案で議会議決ということに、まさに制度が大きく変わるという点も加味しながらやはりやっていかないと、私もうわっかわだけがこういうふうな形になっても、中身の発展なり、中身の向上には全くつながっていかないんじゃないかなということで本会議の初日も申し上げましたけれども、そこらの議論というのは所管の委員会でどのようになされたのか、ひとつお答えいただきたいと思います。

○議長（伊藤榮悦） 4番。

○産業建設常任委員長（小林 悟） 指摘のように20人がなくてはならないということではありませんけれども、議会の人数が20人ということで、それを決めたという話も聞きました。

また、この制度改革での担い手の農地利用の集積の推進、そして耕作放棄地の発生防止、農地利用の最適化推進、新規就農等農業参入の支援などが農業委員会の義務であると、こういうふうに位置づけられておりますという説明がありました。

○議長（伊藤榮悦） 2番。

○2番（堀井克見） 委員会の審査というのは、やはり限りあるわけですから、その答弁もおのずと決まってくるわけですが、いま一つ申し上げたいことは、当時の急激な農業の、農業委員会の状況の変化を、やはり好まなかったということでやっただと。言ってみれば、我々議員の定数22名が、もう既に20名になって何年も経過しています。ご案内のとおりです。要は、有権者数から見てみても、少なくとも今3万人近いのかな、2万7、8千おるのかな、農業委員会のベースとなるのは、言ってみれば登録されている農家なんですよね。例えば有権者として扱われるのは。それは年々歳々減っているという傾向、これは顕著であります。ですから、それらから見ても、農業が置かれている実態の代表であるべき農業委員と議会が選ばれた定数20人と同列に扱ってものを選ぶということ自体に、やはりかなり齟齬とまでは言わないけれども、やはり無理があるんじゃないかなということを感じますので、その点議論されたのかされないかわかりませんが、選ぶベースがただ人数だけがありきで、少なくともその選ばれるベースが有権者全体の中で選ばれるのと農業経営者、要するに農業委員の資格、被農業者の登録農家の頭数というのは、はっきり言えば恐らく10分の1以下だろうと思います。そういう中での選抜だということ等も、やはり十分加味しながらやっていかないと、まさに大枠ありきで実態の向上発展にはつながらないのではないかというふうな懸念が持ちますので、その点の議論も特にされたのかされていないのか、そしてまたもう一つは、7月20日の施行ということになっていきますけれども、この後も議会が恐らく改革の中で動くであろう。そうすれば、またそれと同時にですね、今回は何年も間を置いて今さらという形でありますけれども、その時点での対応というのがどうなるのか、中期的な見通し等についてお答えいただければと思います。

○議長（伊藤榮悦） 4番。

○産業建設常任委員長（小林 悟） 先ほどありましたように議会の定数が変わりましたということももちろんですが、ただ、農業委員会の、先ほど言いましたように委員会の義務というのは、やはり改革とか新規就農の参入とか、そういうものを加味合わせましてそれくらいの人数がいなければならないという話でしたので、私どもその今、

農業人口どのくらいかという話は聞いておりませんし、ただ、この中では、そういう農業委員会の役割も大きなものもあるということで、急激な縮小というのは、これはまずは望ましいことではないという話もされましたので、そういう受けとめ方をしておりません。

○議長（伊藤榮悦） 2番。

○2番（堀井克見） 小林委員長のお答えを聞いていますと、ちょっと矛盾があるなど。農業委員会が、潟上市の農業振興のためには20名の、最低でも20名の農業委員がいなければ支障を来すというやの発言ですよ。ですから、そうだとするならば、20名に決定するためのプロセスというものを、もう少し念入りに全体を包含して決めるべきじゃないのかというのを私が申し上げているんです。ただ、委員会で審査したのかしてないのかとなれば、またこれ別なんですけれども、少なくともそうしていかないと現実に農業委員会の定数を定め、制度も変わるというものに、私は比例していかないんじゃないかなということを申し上げているので、その点、委員会で審査しなければそれで仕方ないんですけれども、そういう切り口もあるんじゃないかということを申し上げるわけでありまして、所管の委員長として、もしそれについてお答えがあれば、大変恐縮ですがもう一度お願いします。

○議長（伊藤榮悦） 4番。

○産業建設常任委員長（小林 悟） 人数につきましては、いわゆる賛成者も反対者もおったということなので、いろんな考え方はありました。その中で農業委員会の方の人数がこのように決定された中で、私どもその人数が必要であるのではないかということで、ここで決めさせていただいたものであります。

○議長（伊藤榮悦） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第83号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（伊藤榮悦） 起立多数です。したがって、議案第83号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、予算特別委員長の報告を求めます。6番藤原幸雄予算特別委員長。

【予算特別委員長の報告】

○予算特別委員長（藤原幸雄） 平成28年第4回定例会で本特別委員会に付託された議案について、会議規則第102条の規定により報告します。

1. 審査年月日 平成28年12月12日及び20日
2. 出席委員 鑑 仁志、堀井克見、佐々木嘉一、小林 悟、薄井昭二郎、
西村 武、千田正英、戸田俊樹、菅原理恵子、中川光博、佐藤義久、
児玉春雄、大谷貞廣、伊藤正吉、菅原久和、鈴木斌次郎、伊藤榮悦、
藤原典男、藤原幸雄
3. 説明当局 市長、副市長、教育長、各関係部課長
4. 書 記 議会事務局 石川保則さんを任命しております。
5. 審査の経過と結果について

予算特別委員会に付託されました、議案第93号、平成28年度潟上市一般会計補正予算（第6号）（案）についてから議案第100号、平成28年度潟上市水道事業会計補正予算（第2号）（案）についてまでを先般12月12日に大綱質疑を行い、その後、常任委員会ごとによる分科会で詳細審査を行い、本日午前中には分科会委員長が報告致しました。その経過と結果について、ご報告申し上げます。

なお、提出議案の内容につきましては省略させていただき、質疑のありました主な点についてのみ報告致します。

第1点として、非常勤職員報酬の増額理由、また、それにかかわる国・県負担金、施設型給付費負担金、地域型保育給付費負担金の計算の基礎、国・県からの決定時期、負担金の趣旨や相手方について。

第2点として、山本精機株式会社潟上事業所への助成金に係る趣旨、算定の根拠、交付手続き等、また、貸付金に係る使途、財源となる事業債についての貸付条件、償還期限、借入手続きや趣旨について。

第3点として、公共下水道事業への繰出金の減額理由、また、一般会計からの繰出し基準内か基準外なのか、その根拠について。

第4点として、当初予算に対する事業の執行率、予算の執行率をどのように把握し、

今後大きな事業が盛られるかについて。

第5点として、旧天王庁舎跡地に施設が建設されたことに対する債務負担行為が今年度中の補正であるのかについて。

第6点として、公共下水道事業に対する繰出し基準内の中身についてなどの質疑に対し、それぞれ当局から答弁がありました。

本委員会においては、詳細に審査するため、各常任委員会による分科会で審査を致しました。

分科会では全ての審査を終了致しましたので、本日20日に各分科会委員長から詳細な報告があったものであります。

以上の審査経過により、本委員会に付託されました議案第93号から議案第100号までについて、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、本予算特別委員会の報告と致します。

○議長（伊藤榮悦） これで予算特別委員長の報告を終わります。

ただいま委員長から報告のありました議案第93号、平成28年度潟上市一般会計補正予算（第6号）（案）について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第93号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 異議なしと認めます。したがって、議案第93号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第94号、平成28年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）（案）について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第94号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 異議なしと認めます。したがって、議案第94号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第95号、平成28年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）（案）について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第95号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 異議なしと認めます。したがって、議案第95号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第96号、平成28年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）（案）について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第96号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 異議なしと認めます。したがって、議案第96号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第97号、平成28年度潟上市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）（案）について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第97号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 異議なしと認めます。したがって、議案第97号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第98号、平成28年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（第2号）（案）について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第98号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 異議なしと認めます。したがって、議案第98号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第99号、平成28年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）（案）について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第99号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 異議なしと認めます。したがって、議案第99号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第100号、平成28年度潟上市水道事業会計補正予算（第2号）（案）について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第100号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(伊藤榮悦) 異議なしと認めます。したがって、議案第100号は、委員長の報告のとおり可決されました。

【日程第25、議案第101号 潟上市職員の育児休業等に関する条例及び潟上市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例(案)について】

○議長(伊藤榮悦) 日程第25、議案第101号、潟上市職員の育児休業等に関する条例及び潟上市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例(案)についてを議題とします。

本案について当局より提案理由の説明を求めます。栗山総務部長。

○総務部長(栗山隆昌) それでは、追加提案とさせていただきました議案第101号、潟上市職員の育児休業等に関する条例及び潟上市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例(案)について、ご説明申し上げます。

追加提案の議案書の1ページをお開き願います。

議案第101号、潟上市職員の育児休業等に関する条例及び潟上市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例(案)について。

潟上市職員の育児休業等に関する条例及び潟上市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を次のように改正するものとする。

平成28年12月20日提出 潟上市長 石川光男

提案理由でございますが、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等、育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の関係部分を改正するものでございます。

次のページをお願い致します。

主な改正内容について、ご説明申し上げます。

第1条及び第2条につきましては、潟上市職員の育児休業等に関する条例の一部改正でありまして、育児休業をすることができる非常勤職員の要件の緩和について並びに育児休業、育児短時間勤務及び部分休業の対象となる子の範囲などを改めるものでございます。

第3条及び第4条につきましては、潟上市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正であり、介護休暇の分割取得を可能とするもの及び休暇の種類として介護時間を新たに加えるものでございます。

介護休暇の分割取得は、職員が要介護者の介護をするため、1の要介護状態ごとに3回を超えずかつ通算して6カ月を超えない範囲内で勤務しないことを認めるものであります。

また、介護時間は、新たに職員が介護をするため連続する3年の期間内において、1日の勤務時間のうち2時間の範囲内で勤務しないことを認めるものでございます。

なお、この条例の第1条及び第3条は平成29年1月1日から施行し、第2条及び第4条は、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行日であります平成29年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（伊藤榮悦） これから質疑を行います。質疑ありませんか。3番。

○3番（佐々木嘉一） 2条の3ですか、非常勤職員の育児休業の期限なんですけれども、今まではどのようになっておったのでしょうか。そして、今度はどうなりますか、簡単をお願いします。

○議長（伊藤榮悦） 栗山総務部長。

○総務部長（栗山隆昌） 3番佐々木議員のご質問にお答え致します。

非常勤職員の要件の緩和についてのご質問と伺いましたが、今までは、子が2歳になるまでの間に雇用契約を更新される可能性がある者が育児休業を取得できるとされておりましたが、今回の改正で緩和されておりますのが、それが2年が1年と半年、1歳6カ月になるまでの間に雇用継続の可能性があれば育児休業を取得できると、そのように緩和されたものでございます。

○議長（伊藤榮悦） 3番。

○3番（佐々木嘉一） 簡単なことなんですけれども、非常勤職員というような何と言いますか名称を使っておりますけれども、予算その他については非常勤特別職職員ということになっておりますけれども、その点はどうですか。違うわけですか。それとも、この用語の定義と、その予算書等の非常勤職員の呼び方についてのその辺はどうなんですか。

○議長（伊藤榮悦） 栗山総務部長。

○総務部長（栗山隆昌） 3番佐々木議員の再質問にお答え致します。

非常勤職員につきましては、まず我々一般職と同じように非常勤で毎日勤務していただいている方を非常勤職員として規定してございます。よろしいでしょうか。特別職職員につきましては、委員等の方々が非常勤特別職職員ということをお願いしているところ

ろでございます。

○議長（伊藤榮悦） 3番。

○3番（佐々木嘉一） そうすれば、内容については同じだと。ただ、条例上の呼称と予算書等の呼び名と違う、同じだということですか。

○議長（伊藤榮悦） 栗山総務部長。

○総務部長（栗山隆昌） ただいまご説明させていただいておりますのは、一般職員並びに非常勤職員の育児休業等について改正についてご説明しておりますので、その点でご理解いただきたいと思っております。

○議長（伊藤榮悦） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第101号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（伊藤榮悦） 起立全員です。したがって、議案第101号は、原案のとおり可決されました。

（「議長」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 3番、どのような発言ですか。

○3番（佐々木嘉一） 動議の提出をお願いします。

○議長（伊藤榮悦） 動議の内容、タイトルは何でしょうか。

○3番（佐々木嘉一） その件につきましては、先刻、議会事務局の方へ一応提出してありますけれども。

○議長（伊藤榮悦） これ、出されておりますけれども、動議提出の方の提出者の佐々木議員の方からタイトルを述べていただきたいと思っております。

○3番（佐々木嘉一） ちょっと原稿ありませんので、皆さんにそれぞれ前もってお渡ししてできるのかなと思っております。

○議長（伊藤榮悦） 暫時休憩致します。

午後 2時40分 休憩

.....

午後 2時55分 再開

○議長（伊藤榮悦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま3番佐々木嘉一議員から、西村 武議員に対する政治倫理審査会の審査結果「議員辞職勧告」遵守を求める動議が提出されました。

この動議は1名以上の賛成がありますので成立しました。

西村 武議員に対する政治倫理審査会の審査結果「議員辞職勧告」遵守を求める動議を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることについて採決します。動議を日程に追加し、議題とすることに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（伊藤榮悦） 起立多数です。したがって、この動議を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることについては可決されました。

【追加日程第1、西村 武議員に対する政治倫理審査会の審査結果「議員辞職勧告」遵守を求める動議】

○議長（伊藤榮悦） 追加日程第1、西村 武議員に対する政治倫理審査会の審査結果「議員辞職勧告」遵守を求める動議を議題とします。

地方自治法第117条、除斥の規定により、9番西村 武議員の退席を求めます。

（9番 西村 武議員 退席）

○議長（伊藤榮悦） それでは、提出者の説明を求めます。3番佐々木嘉一議員。

○3番（佐々木嘉一） お許しを得まして動議に対しての説明を行います。

西村 武議員に対する政治倫理審査会の審査結果「議員辞職勧告」遵守を求める動議
潟上市議会会議規則第16条の規定により上記動議を提出いたします。

主旨

議長は、西村 武議員に対する政治倫理条例第8条第2項の規定に基づく審査請求に対し平成27年7月9日付で政治倫理審査会に審査を付託されました。

付託を受けた審査会は、審査請求の適否及び政治倫理基準等違反行為の存否について審査した結果、潟上市議会議員政治倫理条例第3条第3号並びに同条例第13条第1項中に規定する地方自治法92条の2の趣旨に抵触する疑いがあると判断し、平成27年10月6日付で西村 武議員を「議員辞職勧告」が相当であると決定いたしました。

しかしながら今般、平成28年11月18日付で、政治倫理条例施行規則第19条による市長からの報告がなされ、平成28年7月4日付で西村 武議員の関係私企業（株式会社西村建設 代表取締役 西村 聖）と潟上市との請負契約がなされていたことが判明いたしました。

このことは、倫理審査会の議員辞職勧告を無視し続けていることはもとより、更なる倫理的義務の欠如と言わざるを得ません。議員として市民全体の代表者として著しく市民の疑惑や不信を招くことにあります。

よって、潟上市議会基本条例第18条（議員の政治倫理）に基づく同条例施行規則第14条の「議員辞職勧告」の遵守を求めるものであります。

以上であります。

○議長（伊藤榮悦） 本件について、西村 武議員から発言の申し出があります。

お諮りします。地方自治法第117条ただし書の規定により、これを許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 異議なしと認めます。したがって、西村 武議員の発言を許可することに決定しました。

9番西村 武議員の入場を許します。

（9番 西村 武議員 入場）

○議長（伊藤榮悦） 9番西村 武議員の発言を許します。

○9番（西村 武） 私に対して辞職勧告遵守するようと、こういうような動議が出ておりますけれども、まず私はですね、地方自治法92条の2ではですね、議員は市と直接請負契約をしてはならないと、こういうふうに書かれておりまして、ただし、議員の配偶者、あるいはですねその子、兄弟姉妹、これなどは一切憲法にも保障されております。憲法22条では、要するに日本国民ですね、は、公共の福祉に反しない限りは、これは職業の選択は自由であるんだと、こういうことでございます。ですから、今のね、この、例えば今回請負したとしても、これは株式会社西村建設が請け負ったことであります。そういう中でですね、じゃあ西村建設というのは、これまで潟上市の仕事をどのぐらいしてきたかという、要するに数千万の仕事をしてきましたけれども、この昨年に勧告を受けてからですね、じゃあどれぐらいしたかという、たった十何万ですよ。十何万が、要するに、それはいろいろな事情があって、例えばですねそういう工事が請け負っ

たと思いますけれども、そのことについては私は一切どういう事情であったか知りませんよ。ただし、辞退するよう努めなきゃならないというところに対しては、私は努めてきておりますよ。その結果がこのよう、工事だって何回も指名に入っていたそうですよ。しかし、全部それを断ってきたそうです。そしてその結果ですね、今年はたった十何万ですか、その十何万しか、仮にいろいろな事情があつて取つたと思いますので、その会社、私にとりますと努力したと、こういうことでございます。だから、あとこれ以上のことにつきましては、皆さんのご判断にお任せしますが、私は要するにその辞職勧告受けてからは、会社の方にも私の関係で迷惑かけて悪いと。でも、できるだけ自粛してくださいと、こういうことのお話はしておりますということを申し上げまして終わります。

○議長（伊藤榮悦） 9番西村 武議員の退場を求めます。

（9番 西村 武議員 退場）

○議長（伊藤榮悦） これから質疑を行います。質疑ありませんか。2番。

○2番（堀井克見） 今、西村議員の弁明もお聞きしたわけですが……。

○議長（伊藤榮悦） これは、提出者に対する質疑ということですので。

○2番（堀井克見） そう。ただ、議事運営上のことも含めて、駄目ですか、それは。

○議長（伊藤榮悦） 結構です。

○2番（堀井克見） 提出者佐々木議員はもとよりなんですが、この倫理条例の遵守ということについて、まず議会の一番のいわゆるトップと言いましょか代表する、この際、伊藤議長の、この倫理条例に対する見解というものを、まず議長の見解というものをお尋ねしたいんですが、駄目ですか。できない。

○議長（伊藤榮悦） 要するに、政治倫理条例のこれに対する議長がどのように考えているかと、こういうことですね。これは、皆さんご承知のように、政治倫理条例というのは、これは議員の皆さんがもって賛成ということで可決されました。これは若干のその反対の方もいたと思いますけれども、しかしながら、議会で成立した倫理条例というものが、これは全員の議員がこれを遵守するというのが普通であろうかと思えます。ですから、この政治倫理条例そのものが何のために制定されたのかということは、皆さん承知のように、民主政治を行うときは、これは議員は市民の代表として議会に来ております。ですから、市民の代表として来たときに、その議員というのは審議をするときに議決権というものがございます。そういう場合に、これやはり政治倫理というものが働い

たときに、これはむしろしっかりした市民に対する負託に応えるということが、これができると思います。ですから、そういう意味において、私はもちろん自治基本条例も制定され、議会基本条例も制定され、そして議員の倫理条例も制定され、そして潟上市というものが民主的な自治体としてこれから大いに市民のために奉仕するというか、そういうふうな意味においては、これはやはりしかるべき遵守すべきであると、これが本当の意味だと、倫理条例の本当の意味ではないかと思しますので、私はそういうふうに思っています。これは倫理条例は、やはりしっかりと議員が議員として成立をさせたということの証において守っていくべきだと、こういうふうに思っております。

2番。

○2番（堀井克見） この時点での伊藤議長の倫理条例に対する議会の代表としての見解、よくわかりました。

続いて提案者にお尋ねを致したいと思います。

この動議のこの内容、主旨を見ますと、ちょうど1年前と言えば1年ちょっとなるわけですが、平成27年10月6日付で西村 武議員の議員辞職勧告が相当であるという倫理審査会の満場一致の決定を受けているということが記されています。1年有余の月日が流れてですね、今日この28年7月4日付で、言ってみれば反省もしないで、懲りずに西村議員、あるいは西村建設が受注をしておると、潟上から。そのことが著しく信頼を傷つけるし、権威を損なうという趣旨のことを書かれてあります。

「無視し続ける」という言葉、あるいはまた「倫理的義務の欠如」という言葉、相当そのきつい言葉で糾弾をされております。あわせてですね、議員として市民生活の代表者として著しく市民の疑惑、あるいは市民の不信を招くというふうなことに断じておりますけれども、これ以上のこの本会議場で果たして言っているのかなというぐらい非常にその厳しい断じ方だと私は受けとめました。このことについて発議の提案者であります佐々木議員からですね、具体的な、更にこのことに関しての具体的な補足があると思えます。どういうふうな事例、あるいはまた市民の動向等を勘案しての、こういう書面の作成になったのか、できる限りご答弁いただきたいと思えます。

○議長（伊藤榮悦） 3番。

○3番（佐々木嘉一） ただいま2番堀井議員から、いわゆる提案の趣旨の言葉についてのお尋ねありましたけれども、いずれ潟上市議会基本条例の18条は、議員の、また一つ議員の責務というものもありますし、これを踏まえての宣誓書もあります。それらを勘

案して今回の西村議員の、この何と言いますか辞職勧告を遵守しないということにつきましては、こういうふうな表現で私どもは感じているということで書きましたけれども、いずれ言葉の何と言いますか重みというのは、それなりにあるというふうなことでございますので、ご理解願いたいと思います。

○議長（伊藤榮悦） 2番。

○2番（堀井克見） いま一つお尋ねしますけれども、先ほど当事者である西村 武議員が、倫理条例、鴻上市における倫理条例においては曖昧な、まず言ってみれば自分はもう違反しているのか、していないのかわからないような弁明でした。要は、憲法、憲法ってこれ自治法なのか憲法なのかわかりませんが、22条で職業の自由が保障されていて、それからいくと全く問題ないんだと。彼は常日ごろから、むしろその倫理条例をもって指南されること自体が問題なんだということをはっきり吹聴しております、あっちこっちで。ですから、それからいきますと、本人の思いと、この今回の提案というものが、全くもうかみ合っていないとか、真逆であるというふうな感じもしますので、この提案者である佐々木議員は憲法22条に対するうんぬんについては、どのようにお考えでしょうか。

○議長（伊藤榮悦） 3番。

○3番（佐々木嘉一） このことについては、西村議員も、そういうふうな感じのことを申し上げておりましたので、実はその憲法に抵触するというふうなことなんです、言ってみれば倫理条例は憲法22条に抵触しないというふうな判例もあります。そういうことでありますので、倫理については直接その人の倫理観にかかわる問題なので、私は憲法に違憲ではないというふうな判例もありますので、それは問題ないと。言ってみれば、憲法22条の職業選択の自由、経済活動の自由については、それは憲法の判例が出ていますので、問題ないというふうに思います。

○議長（伊藤榮悦） 2番。

○2番（堀井克見） 今、憲法22条のことに関しては、判例が出ていると。実はこれ、広島高裁で、この類の係争がありまして、やはり、要するに倫理条例に議員が違反しているか否かということになりました。27年当時は、まだ判例前でしたけれども、その後です、明らかに最高裁で判例が出ました。いわゆる地方議会で倫理条例を制定して、設置をして、それに遵守しなければいけないと、要するに22条違反ではないというふうな判例が出ていますので、それからいきますと、今、西村議員当事者が言うような22条か

ら照らし合わせて問題でないということが、逆に当たらないということが明らかなんですよね。ですから、今、提案者である佐々木議員から判例もある、実はこれ広島高裁、地方裁、最高裁かな、なんですよね。ですから、それらを今確認できたということを申し上げて、私の質問終わりたいと思います。

○議長（伊藤榮悦） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。8番、反対討論ですか。

○8番（藤原典男） はい。

○議長（伊藤榮悦） 8番。

○8番（藤原典男） 今回の西村建設が取った工事の内容なんですけれども、天王中学校給食室出入り口段差修繕12万9,600円、これは西村建設が以前やったことのある工事と聞いております。仕事の内容もわかるし、他の業者がやったことがないわからない工事なので、当局としても急ぐ工事なのでお願いしたのではないかと思います。

以前、西村建設は、何千万円もの工事をやっておりました。金額から言えば、もうけるためにこの工事を行ったとは思われません。

先ほど西村議員も努力してきたと、そういうふうな話をされてきたと思いますが、私も努力してきたとは思いますが、もう少し関係議員の今後の取り組みを見てもいいのではないかとございます。

今回は、私の判断では、給食室の出入り口修繕、やむを得ず行ったということであり、寛大な処置を、今後のことを考えまして、寛大な処置でもいいのではないかとございます。私のこの動議に対する反対討論を終わります。

以上です。

○議長（伊藤榮悦） 次に、原案に賛成者の発言はありますか。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） これで討論を終わります。

これから本動議を採決します。本動議に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（伊藤榮悦） 起立多数です。したがって、西村 武議員に対する政治倫理審査会の審査結果「議員辞職勧告」遵守を求める動議は可決されました。

9番西村 武議員の除斥を解きます。入場を求めます。

(9番 西村 武議員 入場)

○議長（伊藤榮悦） 以上で、本定例会に付議されました案件は全て終了しました。

これもちまして平成28年第4回潟上市議会定例会を閉会します。

どうもご苦労様でした。

午後 3時19分 閉会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

潟上市議会議長 伊 藤 榮 悦

〃 署名議員 鏡 仁 志

〃 署名議員 堀 井 克 見